いす式階段昇降機の型式適合認定チェックリスト(H26年4月1日以降)

別様式の仕様書に添付して使用ください。記入例;適合:〇、不適合:×、適用外:-

項番	条 項	関連告	汞	内 容	適合	参照頁
				主索或いは鎖でいすを吊る駆動方式で	201	2 M St
'	4第1項、第	証法	O WIZIX			
			号による制	あること。 (これ以外の駆動方式の場合は、性能評		
	129条の8	御装置	وراز في بن ۱۳۵۰ ز.	(これ以外の駆動力式の場合は、圧能計 価・大臣認定が必要である。)		
2	会 120 冬	告示第 1413 号第	1	定格速度が9m以下であること。		
3	の3第2項	口小角 4 10 万角 	1	令第 129 条の 6 第五号(用途、積載量		
3	の3年2項			〒第 129 宋の 0 第五号(用述、傾戦量 及び最大定員を表示しているか。)		
4				今第 129 条の 7 第五号 (昇降路内には		
4				以下のものを除き、突出物を設けない		
				こと。)		
				。/ イ政令の(1)又は告示第 1495 号第一		
				号、第二号、第三号に定められた引っ		
				掛かり防止装置が講じられたレール		
				ブラケット又は横架材		
5				口令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第三号の		
				ただし書きの配管設備(光ケーブル)		
6				ハ係合装置その他のやむを得ないも		
				ので機能障害防止措置の講じられた		
				もの		
<u> </u>						
7				昇降はボタン、レバー等の操作によっ		
				て行い、ボタン、レバー等を操作し続		
				けている間だけ昇降し、手を離すと直		
				ちに運転を停止する構造であること。 		
8						
				人又は物がいすと階段又は床との間		
				に挟まれた場合に、いすの昇降を停止		
				する障害物検出装置が設けられてい		
				ること。		
9				 転落を防止するためのベルトを、背もた		
9				私人でいよりのためのヘルトを、自もたれ、ひじ置き、座席及び足載せ台を有す		
				るいすに設けられていること。		
				00) (-m., 540 co. 0 c c o		
10	令第 129 条	告示第 1414 号第	5 2 第一号	主要な支持部分等に作動する荷重算		
	の4第1項、	(いすを主索で		出のための係数を α_1 =1.6、 α_2 =2.0		
	第2項			としていること。ただし、レールは、		
		▗▗▃░▓▗▘▗Ŋ ⋷ਸ਼ ਜ਼╜	心汉 水双/	α ₂ =6.0(早ぎき式非常止めの場合)		
11		告示第 1414 号第	2 第二号	いすの座席、足載せ台、肘置き等に作		
		(いすを主索で	吊る階段昇	動する荷重に対して安全率を、常時≧		
		降機の安全率)		3.0、安全装置作動時≥2.0 としている		
				こと。		

項番	条 項	関連告示		適合	参照頁
12	令第 129 条	告示第 1414 号第 2 第二号(い	次のいずれ ガイドレール	レの安全率	
	の4第1項、	すを主索で吊る階段昇降機の			
	第2項	ガイドレールの安全率)	作動時≥2.0	としている	
10			こと。 建設省告示に		
13			建設有言がに 容応力度を定		
			材その他の金		
			レールにあっ		
			の応力度が規		
			された許容応		
			倍以下、安全		
			の応力度が規 は認定された		
			以下であるこ		
14		告示第 1414 号第 2 第三号	<u> </u>		
		(いすを主索で吊る階段昇	≥8 mm φ 、綱車直径/主索 ī		
		降機の主索)	あること。ただし、主索の	=	
			け角度が 90 度以下の場合 径/主索直径≥20	は、綱車直	
15				ット詰め、 鍋	
			製楔式ソケット、据え込み式止		
			製クリップ止め又は鋼製ソケット	に樹脂固定	
			すること。		
16		告示第 1414 号第 2 第三号			
		(いすを主索で吊る階段昇	≥4.0 並びに安全装置の作動 設置時≥3.2(巻胴式では≥2		
		降機の主索) 	時≧2.5であること。		
L			A		
17			主索端部の安全率が、設置に		
			用時≥3.0 並びに安全装置 おいて、設置時≥2.0、使用		
			あること。	11#4] <u>= 2.</u> ♥ €	
18			主索の限界安全率が、設置時		
			式においては、≧2.5)及び使 あること。	用時≧2.5で	
			w.v ⊂ C °		
19			主索端部の限界安全率が、	設置時及び	
			使用時≧2.0であること。		
- 00		# = # 1414	n = r \	I.	
20		告示第 1414 号第 3 第三号			
41		(いすを鎖で吊る階段昇降機 の安全率)	朝端部は I 本母に刺殺止望ること。	京八条和9	
22		マメエ平/	鎖及びその端部の安全率は	、設置時≧	
			5.0 及び使用時≥4.0 並び		
			の作動時において、設置時	≨≧2.5 及び │	
			使用時≧2.5であること。		
23			鎖及びその端部の限界安全	 ∵率が、設置	
20			時及び使用時≧2.5である		
24		告示第 1414 号第三第三号	項番 9~12 及び項番 19~2		
		(鎖で吊る階段昇降機の強	(適合状況記入は、同上」	負番欄とす	
		度検証法)	る。)		

項番	条 項	関連告示	内 容	適合	参照頁
25	令第 129 条	腐食又は腐朽のおそれのあ	いす及び主要な支持部分で腐食又は腐朽		
	の4第3項	る部分の構造	のおそれのあるものは、適切な材料を用		
	(階段昇降		いるか、又は防腐のための措置を講じた		
	機のいす及		ものであること。		
26	び支持部分		主要な支持部分に摩損又は疲労破壊を		
	の構造要	それのある部分の構造	生ずるおそれのある場合は、2以上の部		
	件)		分で構成し、夫々が独立していすを支え		
			られるものであること。		
27		滑節構造接合部の地震等で外	滑節構造とした接合部(ガイドシュー		
		れない構造	等)は、地震等で外れるおそれのない		
			ものとして以下の構造であること。		
			(告示第 1494 号)		
			一 昇降路に設けるガイドレールと接		
			合され、ガイドシュー等が可動するこ 		
28			と。 二 主索で吊る階段昇降機はガイドシ		
_ Zŏ			— 王系で市る階段昇降機はガイトン ュー等とガイドレールが嵌合するも		
			ユー寺とガイトレールが歌音するも のか、地震力でガイドレールが撓んだ		
			ときガイドシュー等と接する部分が		
			10mm 以上あること。		
29			三 主索で吊る以外の階段昇降機の接		
			合部は、地震その他の震動による衝撃		
			により外れるおそれのない措置が講		
			じられていること。		
30		滑車を使用して索でかごを吊	滑車を使用していすを吊る場合は、地		
		る場合の外れ防止構造	震等で主索が滑車から外れるおそれ		
			のないものとして以下の構造である		
			こと。(告示第 1498 号)		
			一 滑車は索を滑車の溝にかけ、円滑		
			に回転するものであること。		
31			 二 滑車の索に面する部分の端部から		
31			一 滑車の系に固する品力の端品がら の溝の深さは 3mm 以上で、かつ、索の		
			直径の 1/3 以上であること。		
32			三字のパッグエとのもこと。		
			ロープガードを設けること		
33			四 ロープガードは、滑車の索に面す		
			る部分の端部のうち、最も外側にある		
			ものとの最短距離は索の直径の3/4以		
			下であり、その他のものとの最短距離		
			は 17/20 以下であること。		
34			五 滑車の溝の深さが索の直径以上で		
			ある巻胴式のものは、三、四号は適用		
			しない。		
35		<u></u> 釣合おもりを設けていすを吊	 釣合おもりは枠及びおもり片より構		
		る場合における釣合おもりの	成されていること。		
36		構造	固定荷重及び地震力により枠の各断		
			面に生ずる短期の応力度を計算して		
			いること。		

枠の部分ごとの応力度が令領	
0 th th 0 +6 0 to -1 = 1 = 2 to -1	第3章第 📗 📗
8節第3款の規定による短期	朝の許容
応力度を超えないこと。枠の領	鋼材とし
て規格が定められた鋼材等を	を用いる
場合には、当該材料の引張強	
で除して求めた数値を基準的	
ていること。	照及 こ し
	н= он
(H26. 3. 31 付け指導課技術的)	
容を満たしていることが必要	
37 地震によりおもり片が脱落する	
れがない措置を講じているこ	と。
38 主要な支持部分が、構造計算 主要な支持部分の各断面にな	主ずる応
により構造耐力上安全である 力度が、固定荷重及び積載荷	重並びに
ことが確かめられていること 地震によって生ずる力によっ	って計算
されていること。ここに、昇	
分の荷重については走行方向	
度 0. 3G 分の荷重が含まれてい	
39	
第3第一 第3	
度を超えないこと。規格が定	
鋼材等を用いている場合には	
料の引張強さを安全装置作動	
全率で除して求めた数値を	
としていること。(H26.3.31 f	付け指導
課技術的助言の内容を満たし	している
ことが必要)	
40 屋外に設置する場合の構造 風圧力に対して構造耐力上を	安全であ
ること。	
41 令第 129 条 告示第 1415 号第六号 (階段) 積載荷重を 900 N 以上として	ているこ
の5 昇降機の積載荷重) と。	
項番 条項 関連告示 内容	適合 参照頁
	▽ (ナ隹)x 車fi
42 令第 129 条 告示第 703 号第一号 駆動装置等は、機械室の部分:	
42令第 129 条告示第 703 号第一号駆動装置等は、機械室の部分の8第1項装置等を支持する台にボル	トで緊結
42 令第 129 条 告示第 703 号第一号 駆動装置等は、機械室の部分 装置等を支持する台にボルしていること。防振ゴムを用	トで緊結いる場合
42 令第 129 条	トで緊結いる場合
42 令第 129 条	トで緊結 いる場合 鋼等で固
42 令第 129 条 の 8 第 1 項	トで緊結 いる場合 鋼等で固 ルトで緊
42 令第 129 条 の 8 第 1 項	トで緊結 いる場合 鋼等で固 ルトで緊 を用いる
42 令第 129 条 の 8 第 1 項	トで緊結 いる場合 鋼等で固 ルトで緊 を用いる
42 令第 129 条 の 8 第 1 項	トで緊結 いる場合 鋼等で固 ルトで緊 を用いる
42 令第 129 条 の 8 第 1 項	トで緊結 いる場合 鋼等で固 ルトで緊 を用いる び形鋼等
42 令第 129 条	トで緊結 いる場合 鋼等で固 ルトで緊 を用いる び形鋼等 、地震そ
42 令第 129 条 の 8 第 1 項	トで緊結 いる場合 鋼等で固 ルトで緊 を用いる び形鋼等 、地震そ 支障とな
42 令第 129 条	トで緊結 いる場合 鋼等で固 ルトで緊 を用いる び形鋼等 、地震そ 支障とな
42 令第 129 条	トで緊結 いる場合 鋼等で固 ルトで緊 を形 が形 で 形 が 形 で 形 で で る び で し た で し た い も で し た り し た り し く し く し く し く し く し く し く し く し く し
42 令第 129 条 の 8 第 1 項 告示第 703 号第一号 駆動装置等は、機械室の部分にボルしていること。防振ゴムを用は、ボルト又はボルト及び形定していること。 43 告示第 703 号第二号 支持台は、機械室の部分にボルト及で固定していること。防振ゴム・場合は、ボルト又はボルト及で固定していること。 44 告示第 703 号第三号 機械室の部分並びに支持台はの他の震動に対して安全上の変形、ひび割れ、損傷が生のであること。 45 告示第 703 号第四号 支持台及び形鋼等は、JIS G3	トで緊結 いる場合 鋼等で固 ルトで緊 をび形鋼等 、地震とな じないも 101 に規
42 令第 129 条	トで緊結 いる場合 鋼等で固 ルトで緊 を形 で で の で の で の で の で の で の で の で の で し た り で い し た り し し し し し し し し し し し し し し し し し
42 令第 129 条 の 8 第 1 項	トで緊結 いる場合 調等で いの形 いの形 のの形 のので のので のので のので のので のので のので のので の
42 令第 129 条 の 8 第 1 項	トで い い い い い い い い に い に い に に に に に に に に に に に に に
42 令第 129 条 の 8 第 1 項	トで い い い い い い い い に い に い に に に に に に に に に に に に に

46		告示第 703 号第五号イ	ボルトは、座金の使用、ナットの2重	
			使用その他これらと同等以上の効力	
			を有する戻り止め措置を講じたもの	
			であること。	
47		告示第 703 号第五号口	ボルトの軸断面に生ずる長期の引張	
			り及びせん断の応力度並びに短期の	
			引張り及びせん断の応力度は、告示に	
			掲げられた式に適合するものである	
			こと。	
48	令第 129 条	告示第 1429 号第 1 (階段昇	主索で吊るいすの場合、いすに積載荷	
	の8第2項	降機の制御装置)	重の 1.25 倍の荷重が加わった場合でも	
			いすの位置が著しく変動しない構造と	
			すること。	
49			いすの座席から動力を切ることができ	
			る装置を設けること。	
50		主索で吊る構造以外の階段	荷重に対するいすの保持性能、保守点	
		昇降機の場合	検のための制御装置について、大臣認定	
		27.7	を取得したものであること。	
51	令第 129 条	告示第 1423 号第7(階段昇	動力が切れた場合にいすの降下を自動	
	の 10 第 1	降機の制動装置)	的に停止する装置を設けること。	
52	項、第2項		主索又は鎖が緩んだ場合に動力を自動	
			的に切る装置を設けること。	
53			いす又はつり合おもりが昇降路の底部	
			に衝突しそうになった場合に、衝突しな	
			いうちに昇降を自動的に制御し、制止す	
			る装置を設けること。	
54			主索又は鎖が切れた場合にいすの降下	
			を自動的に制止する装置を設置するか、	
			又は、自動的に停止する構造とするこ	
			と。	
			_ 0	